

●案件名：障害者相談支援事業・基幹相談支援センター等機能強化事業

公表日：令和8年3月16日

契約を締結する前

契 約 件 名	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター等機能強化事業
契 約 内 容	障害者（障害児含む）、その家族等の相談支援 市内福祉サービス事業所の質向上等の基幹機能強化事業
契約相手方の決定 方法及び選定基準	1 本市内に福祉サービス事業所拠点を有していること。 2 相談事業等の福祉サービスに精通している社会福祉士等の資格者が、相談事業1名、基幹機能強化事業2名以上所属していること。
申 請 方 法	見積書の提出 提出期限：令和8年3月27日（金）まで
契 約 担 当 課	障がい長寿課 障がい支援班 電 話：098-850-5320

※詳細は契約担当課までお問い合わせください。